

奈良県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十六年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
オレンジ薬局	大和郡山市杉町四八	平成二十六年四月一日
アール薬局郡山店	大和郡山市九条町一八八―二―三	平成二十六年一月十五日
張田耳鼻咽喉科	天理市川原城町一一一番地一	平成二十六年四月一日
奈良県総合リハビリテーションセンター	磯城郡田原本町大字多七二二番地	平成二十六年四月一日
奈良県西和医療センター	生駒郡三郷町三室一丁目一四―一六	平成二十六年四月一日
天理市立メデイカルセンター	天理市富堂町三〇〇番地一一	平成二十六年四月一日
やすらぎ歯科医院	磯城郡川西町下永一二七三―二五	平成二十六年四月一日
かつらぎ眼科クリニック	生駒市北新町一〇番三六―四〇二	平成二十六年四月



西岡眼科	なごみ薬局	
北葛城郡河合町中山台一丁目二三 一九	大和高田市根成柿一七四一四	
平成二十六年五 月一日	平成二十六年四 月一日	月一日